

公益財団法人高知県スポーツ協会 加盟団体連絡協議会設置規程

(名 称)

第1条 本会は、加盟団体連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）と本会定款第47条の団体（以下「加盟団体」という。）が密接に連携・協力して、県民スポーツの振興と競技力の向上及びスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域スポーツの普及・推進に関すること
- (2) 競技力の向上及び指導者の養成・資質向上に関すること
- (3) 選手の発掘・育成、強化に関すること
- (4) 国民スポーツ大会に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 協議会は、本会と加盟団体の代表者で構成する。

(役 員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長3名を置く。

- 2 会長は、本会会長を充てる。
- 3 副会長は、協議会で互選する。
- 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 協議会は、年1回開催し、個別連絡会を随時開催する。

- 2 前項の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 第1項の会議には、第4条に定める代表者以外の者を、会長の承諾を得て、出席させることができる。

(事 務 局)

第7条 協議会の庶務を処理するため、本会内に事務局を置く。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日 (名称変更) から施行する。
- 3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。